

郡山市避難行動要支援者避難支援制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民との協働による安全で安心なまちづくりの推進のため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び郡山市地域防災計画の定めるところにより、災害時の本市における高齢者、障がい者等に対する避難支援を、地域住民の協力により迅速かつ的確に行うことを目的とする避難行動要支援者避難支援制度（以下「制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (2) 避難行動要支援者 市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する別表に掲げる者をいう。
- (3) 避難行動要支援者登録者 避難行動要支援者のうち、地域における第7条第1項各号に掲げる支援（以下「支援」という。）を希望する者で、避難支援等を受けるために必要な個人情報について避難支援等関係者へ提供することに同意し、制度への登録がされた者をいう。
- (4) 避難支援等 避難行動要支援者について、避難の支援、安否確認、避難誘導その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (5) 避難行動要支援者名簿 市長が避難行動要支援者の存在を把握するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、連絡先及び支援が必要であることを示す情報。以下「名簿情報」という。）が記載され、避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (6) 近隣協力者 避難行動要支援者を普段から見守り、災害時等においては情報の伝達、避難支援等に努めるとともに、避難行動要支援者名簿に記載される自己の情報（氏名、住所、電話番号等）を避難支援等関係者へ提供することに同意した者をいう。
- (7) 避難支援等関係者 避難行動要支援者に対し、避難誘導等の支援活動を行う、民生委員、町内会、自主防災組織、消防機関、警察、社会福祉協議会及び地域包括支援センターをいう。
- (8) 個別避難計画 名簿情報に、避難支援等に必要な情報（避難先、避難経路、避難方法、避難後及び避難生活における配慮事項、避難支援等実施者）を加えた情報（以下「個別避難計画情報」という。）が記載されたものであり、避難行動要支援者登録者のうち作成及び個別避難計画情報の提供に同意する者ごとに、災害時等において必要な避難支援等を円滑かつ迅速に実施するための計画をいう。
- (9) 避難支援等実施者 災害時等において、避難行動要支援者に対し避難支援等を実際に行う者として、個別避難計画に自己の情報（氏名、住所、電話番号等）が記載された者をいう。

- (10) 指定福祉避難所 災害時において、一般的な避難所では生活に支障をきたす避難行動要支援者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができ、一定期間滞在させるため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第 288 号）第20条の 6 に定める基準に適合する施設として、あらかじめ市が指定及び公示した避難所をいう。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第 3 条 市長は、その保有する情報及び関係機関から収集した情報等を利用し、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

2 名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本人に関する情報として、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由
- (2) 近隣協力者に関する情報として、氏名、住所、電話番号その他の連絡先
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（名簿情報の利用及び提供）

第 4 条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報提供の同意）

第 5 条 前条第 1 項に定める情報提供について同意する者（以下「登録申請者」という。）は、郡山市避難行動要支援者避難支援制度登録申請書兼同意確認書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）に、同意する旨の署名をし、避難支援等を受けるために必要な個人情報を記載の上、市長に提出するものとする。この場合において、登録申請者は、近隣協力者に記載の同意を得なければならない。

2 登録申請者本人が筆記困難又は意思表示を行うことが困難であって申請書を記載できないときは、本人からの聞き取り等により親族等が記載を代理することができる。ただし、同意する旨の署名については、本人又は親族に限るものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する申請を容易にするため、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。

4 市長は、避難行動要支援者を登録するに当たっては、近隣協力者の同意の有無その他の記載事項の確認を行うものとする。

（避難行動要支援者登録者一覧表の提供）

第 6 条 第 4 条第 1 項に規定する名簿情報は、避難行動要支援者登録者ごとの避難支援等に必要な情報を一覧にした郡山市避難行動要支援者登録者一覧表（第 2 号様式。以下「登録者一覧表」という。）によるものとする。

2 市長は、名簿情報に変更があった場合は、必要に応じて登録者一覧表を新たに作成し、避難支援等関係者に提供することができる。

3 市長は、前 2 項の規定により提供する場合は、避難行動要支援者登録者の個人情報が

第1条に定める目的以外に使用されないようにするため、当該個人情報の適切な管理方法について教示するとともに、避難支援等関係者と個人情報保護に関する郡山市避難行動要支援者登録者避難支援制度に関する覚書（第3号様式）を締結し、郡山市避難行動要支援者登録者一覧表受領書（第4号様式）を徴するものとする。

（避難支援等関係者による支援）

第7条 避難支援等関係者は、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時における安否確認、避難誘導、救出活動等

(2) 前号に掲げる支援を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談等

2 避難支援等関係者は、前項に掲げる支援に関して、法的な責任や義務を負うものではない。

（登録者一覧表の取扱）

第8条 市長は、避難支援等関係者に対し次に掲げる事項を遵守する旨を確認するものとする。

(1) 登録者一覧表に記載された情報及び支援上知り得た個人の秘密の漏えいをしないこと。

(2) 前条各号に掲げる支援以外の目的に使用しないこと。

(3) 登録者一覧表の汚損、紛失、盗難等がないよう適正に管理すること。

(4) 原則として、登録者一覧表を複製し、又は転写しないこと。

(5) 登録者一覧表を紛失したときは、速やかに市長に報告すること。

（登録情報の変更等）

第9条 避難行動要支援者登録者は、申請書に記載した内容に変更が生じたときは、市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出は、郡山市避難行動要支援者登録事項変更届（第5号様式）によるものとする。

3 市長は、名簿情報について、正確かつ最新の内容に保つため、避難行動要支援者登録者ごとに、定期的に第1項の規定による届出を促すものとする。この場合において、当該避難行動要支援者登録者の名簿情報を示すことができる。

4 市長は、名簿に記載された事項に変更が生じたことを第1項の規定による届出により知ったときは、名簿及び登録者一覧表を修正するものとする。

5 市長は、避難行動要支援者登録者、緊急連絡先の家族、近隣協力者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の取り消し又は名簿の修正を行うものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 避難行動要支援者の区分及び属性が別表に掲げる範囲外となったとき。

(4) 施設入所等により在宅でなくなったとき。

（登録者一覧表の返還）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、既に受領している登録者一覧表を市長に返還するものとする。

(1) 避難支援等関係者でなくなった者

(2) 第6条第2項の規定により新たに作成された登録者一覧表の提供を受けた者

(個別避難計画の作成)

- 第11条 避難行動要支援者登録者のうち、個別避難計画の作成及び個別避難計画情報の避難支援等実施者への提供に同意する者（以下「作成等同意者」という。）は、郡山市避難行動要支援者個別避難計画作成等同意確認書（第6号様式）に、同意する旨の署名をし、郡山市避難行動要支援者個別避難計画書（第7号様式。以下「計画書」という。）に、支援を受けるために必要な情報を記載の上、市長に提出するものとする。この場合において、作成等同意者は、計画書の記載に当たっては、避難支援等実施者と協議するものとする。
- 2 作成等同意者は、計画書の記載に当たり、避難支援等実施者に関する個人情報の提供について、避難支援等実施者から同意を得るものとし、避難支援等実施者、避難場所、避難経路等を決定するものとする。
 - 3 作成等同意者本人が筆記困難又は意思表示を行うことが困難であって計画書を記載できないときは、本人からの聞き取り等により親族等が記載を代理することができる。ただし、同意する旨の署名については、本人又は家族に限るものとする。
 - 4 市長は、計画書の記載に当たり、作成等同意者及び避難支援等実施者を支援するものとする。この場合において、計画書の作成を容易にするため、計画書の記載事項を満たす書類を別に提出させることにより、計画書の提出に代えることができる。
 - 5 市長は、前項後段の規定による場合においては、当該作成等同意者に係る計画書を作成するものとする。
 - 6 市長は、提出を受けた計画書の記載事項の確認を行うものとし、避難支援等実施者が未決定の場合は、作成等同意者に対し、決定に向けて引き続き検討するよう求めるものとする。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

- 第12条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、作成等同意者に係る避難支援等実施者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて作成等同意者の同意を得ることを要しない。

(個別避難計画の変更等)

- 第13条 作成等同意者は、計画書に記載した内容に変更が生じたときは、市長に届け出るものとする。
- 2 前項の規定による届出は、作成等同意者自らの計画書の更新によるものとする。
 - 3 市長は、計画書に記載された事項に変更が生じたことを第1項の規定による届出により知ったときは、当該計画書を修正するものとする。
 - 4 市長は、作成等同意者が、第9条第5項に規定する登録の取り消しとなった場合は、当該作成等同意者の計画書を廃止するものとする。

(計画書に基づく避難支援等)

- 第14条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難支援等実施者は、

自ら及び家族等の安全を確保した上で、作成等同意者の計画書に基づき、避難支援等を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、作成等同意者及び避難支援等実施者は、災害時等の状況に応じて、計画書に基づく避難支援等を柔軟に変更して差し支えない。この場合において、市長への報告は要しない。
- 3 避難支援等実施者は、計画書に基づく避難支援等の実施について、法的な責任や義務を負うものではない。

(指定福祉避難所への直接の避難と計画書への明記)

第15条 市長は、災害時において避難行動要支援者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進するため、個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者に関する調整等を行うものとする。

- 2 前項の規定による直接の避難については、それを必要とする避難行動要支援者が、事前に当該施設と協議するものとする。
- 3 前項の協議により双方が合意した場合において、避難行動要支援者は、申請書を市長に提出するとともに、計画書に合意した旨を明記して市長に提出し、作成を完了するものとする。ただし、既に申請書及び計画書を市長に提出した者は、双方が合意した旨を明記した計画書を改めて提出するものとし、申請書の再提出は要しない。
- 4 前項の場合において、市長は、直接の避難先とされる指定福祉避難所に対し、当該協議に関する確認を行うことができる。
- 5 当該指定福祉避難所は、計画書に基づく直接の避難について、災害発生後の被災状況や災害応急対策等を総合的に判断し、受入れの可否を決定するものとする。この場合において、当該指定福祉避難所は、法的な責任や義務を負うものではない。

(制度の普及啓発)

第16条 市長は、制度の普及を図るため、市のウェブサイト、広報誌等を通じて、制度の周知を行うものとする。

- 2 市長は、避難支援等関係者、福祉専門職等に対し、前項の周知への協力に努めるよう求めるものとする。
- 3 市長は、地域における水害や土砂災害が発生するおそれのあるハザードエリアの状況、避難行動要支援者の心身の状況、情報取得や判断への支援等、一人ひとりの状況に合わせた必要性を考慮するものとする。この場合において、優先度が高いと判断した避難行動要支援者については、登録の申請をはじめ、個別避難計画の速やかな作成につながるよう個別案内を行うなど、啓発に努めるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後の要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の要綱に規定する様式により行われた申請等の手続は、改正後の要綱に規定する様式により行われたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第2条関係）

郡山市における避難行動要支援者の範囲

区分	避難行動要支援者区分	避難行動要支援者の属性
高齢者	一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯	75歳以上の在宅の者
	要介護認定者	介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者の認定を受けている者で要介護度3から5までの在宅の者
障がい者	身体障がい者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が2級以上である在宅の者
	知的障がい者	療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第2に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度がAである在宅の者
	精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が2級以上である在宅の者
その他	その他支援が必要と認められる者	市長が支援の必要性を認めた者

第1号様式（第5条関係）

郡山市避難行動要支援者避難支援制度
登録申請書兼同意確認書

郡山市長

私は、郡山市避難行動要支援者避難支援制度の趣旨に賛同し、次の情報を登録することを希望します。災害が発生した場合は、避難支援を必要とするので、郡山市避難行動要支援者名簿に記載された個人情報、私の避難支援活動のために避難支援等関係者（民生委員、町内会、自主防災組織、消防機関、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター）に提供することに同意します。

また、災害の規模や支援者の状況等により、支援が受けられない場合があることを理解しています。

令和 年 月 日

本人署名 _____

代理人署名 _____ 本人との関係 _____

（本人が自署できない場合又は同意の判断が困難な場合は、代理人の署名をしてください。）

本人（避難行動要支援者）					生年月日	(大・昭・平・令) 年 月 日生	
フリガナ							
氏 名	(男・女)				固定電話	— —	
住所又は 居住地					携帯番号	— —	
					町内会名		
家族構成 (本人含む)	人	居住建物の構造		階建	普段いる部屋		
					寝室の位置		
緊急時の家族等の連絡先							
1	フリガナ				固定電話	— —	
	氏 名				携帯電話	— —	
	住 所				本人との関係		
2	フリガナ				固定電話	— —	
	氏 名				携帯電話	— —	
	住 所				本人との関係		

(裏面へ)

避難行動要支援者の区分及び属性（いずれも在宅者に限ります） □に✓又は記入してください。		
高 齢 者	75歳以上	☐ 一人暮らし高齢者 ☐ 高齢者のみ世帯
	要介護認定	☐ 要介護度3 ☐ 要介護度4 ☐ 要介護度5
障がい者	身体障害者手帳	☐ 1級 ☐ 2級
	療育手帳	☐ A判定
	精神障害者保健福祉手帳	☐ 1級 ☐ 2級
その他	支援が必要な理由	
特記事項（特に知っておいてほしいこと）		

近隣協力者（支援する人）				
私は、郡山市避難行動要支援者避難支援制度に賛同し、災害時には要支援者を避難支援することに努めます。また、円滑な避難支援活動のために郡山市避難行動要支援者名簿に記載される次の情報を、避難支援等関係者（民生委員、町内会、自主防災組織、消防機関、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター）に提供することに同意します。				
1	フリガナ		固定電話	— —
	氏 名 (自署)		携帯電話	— —
	住 所			
2	フリガナ		固定電話	— —
	氏 名 (自署)		携帯電話	— —
	住 所			

この申請書に記載されている情報は、市民との協働による安心で安全なまちづくりを推進するため、避難行動要支援者の避難支援に利用することを目的とするものであり、それ以外の目的に使用いたしません。

第2号様式（第6条関係）

郡山市避難行動要支援者登録者一覧表

No.	要支援者			住所				性別	申請有無	一人暮らし	高齢のみ	要介護	身体障害	知的障害	精神障害	その他	建 物			備考			
																					家族構成	普段	寝室
		固定電話			携帯電話																		
	緊急時の連絡先				住所				要支援者との関係	近隣協力者			住所				町内会名						
固定電話			携帯電話			固定電話		携帯電話			民協方部名												
				住所				要支援者との関係			住所				民生委員								
	固定電話		携帯電話			固定電話			携帯電話														
No.	要支援者			住所				性別	申請有無	一人暮らし	高齢のみ	要介護	身体障害	知的障害	精神障害	その他	建 物			備考			
																					家族構成	普段	寝室
		固定電話			携帯電話																		
	緊急時の連絡先				住所				要支援者との関係	近隣協力者			住所				町内会名						
固定電話			携帯電話			固定電話		携帯電話			民協方部名												
				住所				要支援者との関係			住所				民生委員								
	固定電話		携帯電話			固定電話			携帯電話														
No.	要支援者			住所				性別	申請有無	一人暮らし	高齢のみ	要介護	身体障害	知的障害	精神障害	その他	建 物			備考			
																					家族構成	普段	寝室
		固定電話			携帯電話																		
	緊急時の連絡先				住所				要支援者との関係	近隣協力者			住所				町内会名						
固定電話			携帯電話			固定電話		携帯電話			民協方部名												
				住所				要支援者との関係			住所				民生委員								
	固定電話		携帯電話			固定電話			携帯電話														

郡山市避難行動要支援者避難支援制度に関する覚書

郡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、
郡山市避難行動要支援者避難支援制度に関して、次のとおり覚書を締結する。

- 1 甲は、郡山市避難行動要支援者避難支援制度に関する要綱（平成20年9月1日制定）に基づき、災害時における郡山市避難行動要支援者登録者一覧表（以下「登録者一覧表」という。）を乙に交付するものとする。
- 2 乙は、登録者一覧表を受領したときは、この情報が個人のプライバシーに深く関わるものであるため、郡山市避難行動要支援者避難支援制度の趣旨を理解するとともに、災害対策基本法第49条の13の規定を遵守し、その情報管理に万全の注意を払うものとする。
- 3 乙は、次に掲げる事項を遵守する。
 - (1) 登録者一覧表に記載された情報及び支援上知り得た個人の秘密の漏えいをしないこと。
 - (2) 要支援者の支援以外の目的に使用しないこと。
 - (3) 登録者一覧表の汚損、紛失、盗難等がないよう適正に管理すること。
 - (4) 原則として、登録者一覧表を複製し、又は転写しないこと。
 - (5) 登録者一覧表を紛失したときは、速やかに甲に報告すること。
 - (6) 避難支援等関係者でなくなったとき又は新たに作成された登録者一覧表の提供を受けたときは、既に受領している登録者一覧表を甲に返還すること。

令和 年 月 日

甲 郡山市
 代表者 郡山市長

乙 住 所 _____

 団体名 _____

 代表者役職氏名 _____

第4号様式（第6条関係）

郡山市避難行動要支援者登録者一覧表受領書

本日、郡山市避難行動要支援者登録者一覧表を確かに受領しました。今後は、郡山市避難行動要支援者避難支援制度に関する覚書を遵守し、個人情報を取り扱います。

令和 年 月 日

郡山市長

住 所 _____

団体名 _____

代表者役職氏名 _____

郡山市避難行動要支援者登録情報変更届

郡山市長

令和 年 月 日

住所 _____

届出者 _____ 要支援者 _____

氏名 _____ との関係 _____

さきに登録された情報について、次のとおり変更が生じましたので届け出ます。

変更届出区分（1又は2を○で囲み、1の場合は理由も○で囲んでください。）

1. 避難行動要支援者登録から削除希望 ➡ 理由（施設入所等 ・ 支援不要）
2. 登録事項の変更・追加（以下の欄に、変更後の内容を記入してください。）

避難行動要支援者	フリガナ				生年月日	(大・昭・平・令) 年 月 日
	氏名					
	住所又は 居住地				固定電話	— —
					携帯電話	— —
	居住建物の 構造	(例) 木造 2階建 造 階建	普段いる部屋		家族構成	人 (本人含む)
			寝室の位置		町内会名	
備考						
緊急時の連絡先	1	フリガナ			固定電話	— —
		氏名			携帯電話	— —
		住所			要支援者との関係	
	2	フリガナ			固定電話	— —
		氏名			携帯電話	— —
		住所			要支援者との関係	
近隣協力者	1	フリガナ			固定電話	— —
		氏名				
		住所			携帯電話	— —
	2	フリガナ			固定電話	— —
		氏名				
		住所			携帯電話	— —

※ 近隣協力者について、新たに追加もしくは既に登録された方を他の方に変更する場合、裏面にそれらの方々の署名等をお願いします。

近隣協力者（支援する人）				
私は、郡山市避難行動要支援者避難支援制度に賛同し、災害時には要支援者を避難支援することに努めます。また、円滑な避難支援活動のために郡山市避難行動要支援者名簿に記載される次の情報を、避難支援等関係者（民生委員、町内会、自主防災組織、消防機関、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター）に提供することに同意します。				
1	フリガナ		固定電話	— —
	氏 名 (自署)			
	住 所			
2	フリガナ		固定電話	— —
	氏 名 (自署)			
	住 所			

郡山市避難行動要支援者個別避難計画 作成等に係る同意確認書

個別避難計画は、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者お一人おひとりの円滑かつ迅速な避難支援を図るため、避難行動要支援者名簿に登録された情報に加え、避難支援等実施者（あなたの避難を支援する人）や避難先等を記載したものです。

個別避難計画の内容である「誰と、どこに、どのように避難するか」は、あなただけでなく家族や近隣の支援者等とともに決めることができます。

個別避難計画が完成した後は、

- ①平常時は、作成にあたり決定した避難支援等実施者に、個別避難計画情報を提供し、共有します。
- ②災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者（民生委員、町内会、自主防災組織、消防機関、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター）に個別避難計画情報を提供し、共有することがあります。

以上のことから、個別避難計画書の作成及び情報共有をすることに同意していただくことにより、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合に、あなたは避難行動の支援を受けられる可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族等の安全が前提のため、同意によって、災害時に避難行動の支援が必ず実施されることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

郡山市長

私は、個別避難計画の意義を理解するとともに、個別避難計画を作成することに同意します。
また、個別避難計画の情報を避難支援実施者に提供することに同意します。

令和 年 月 日

本人署名 _____

代理人署名 _____

（本人が自署できない場合又は同意の判断が困難な場合は、代理人の署名をしてください。）

郡山市避難行動要支援者個別避難計画書

☐ 新規☐ 更新

令和 年 月 日

避難行動要支援者

フリガナ				生年月日 年齢		☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令 年 月 日 ()歳	
氏名				性別		☐ 男 ☐ 女	
住所又は 居住地				家族構成		人(本人含む)	
連絡先	固定電話			区分	世帯状況	☐ ひとり暮らし ☐ 高齢者のみ	
	携帯電話				要介護度	☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	
	メール				障がい者 手帳	身体 ☐ 1級 ☐ 2級 精神 ☐ 1級 ☐ 2級 療育 ☐ A判定	
住環境	建物の種類	☐ 戸建て ☐ マンション ☐ アパート		地域	加入町内会		
	居住階	階建の 階			民生委員		
	エレベーター	☐ あり ☐ なし					
医療・福祉	1	名称			連絡先		
	2	名称			連絡先		
心身状況、その他							

緊急時の家族等の連絡先 ※ケアマネージャー、相談員等も可

1	フリガナ			固定電話		
	氏名			携帯電話		
	住所			本人との関係		
2	フリガナ			固定電話		
	氏名			携帯電話		
	住所			本人との関係		

災害時に配慮しなくてはならない事項

- | | |
|---|---|
| ☐ 立つことや歩行が困難 | ☐ 音が聞こえない(聞き取りにくい) |
| ☐ 物が見えない(見えにくい) | ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい |
| ☐ 危険なことが判断できない | ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない |
| ☐ 医療的ケア ➡ (☐ 人工透析 ☐ 人工呼吸器 ☐ 酸素療法 ☐ 経管栄養) | |
| ☐ その他 ➡ 内容() | |

災害時に必要な持ち物

- | | |
|--|--|
| ☐ 身分証明書(個人番号カード、運転免許証等) | ☐ 健康保険資格確認書、診察券 |
| ☐ 貴重品(現金、通帳、印鑑等) | ☐ 携帯電話、充電器 |
| ☐ 救急用具(普段飲む薬、お薬手帳等) | ☐ 飲料水、非常食 |
| ☐ 衣類(下着、靴下、防寒着等) | ☐ 眼鏡、コンタクトレンズ |
| ☐ その他 ➡ 内容() | |

避難支援等実施者(避難を支援する人)

1	フリガナ		固定電話	
	氏名		携帯電話	
	住所		本人との関係	
2	フリガナ		固定電話	
	氏名		携帯電話	
	住所		本人との関係	

災害時の避難先、避難方法

1	名称		避難方法	□ 自力で □ その他()	□ 家族と □ 家族と
2	名称		避難方法	□ 自力で □ その他()	□ 家族と □ 家族と

自宅から避難先までの避難経路

This image shows a completely blank white rectangular area. It is surrounded by a thick, solid black border that frames the entire composition. There are no markings, text, or illustrations within the white space.

災害時の避難先で留意すること

[illegible]